

第57回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2018年（平成30年）3月7日（火）15時30分～17時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 井田 香奈子（朝日新聞大阪本社社会部次長）
委員 清原 慶子（三鷹市長）
中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）
湯浅 誠（法政大学現代福祉学部教授）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）

（日弁連）

会長 中本 和洋
次年度会長 菊地 裕太郎
副会長 淵上 玲子、澤野 正明、池田 桂子
次年度事務総長 菰田 優
事務次長 二川 裕之、近藤 健太、五十嵐 康之、小町谷 育子、大坪 和敏、
添田 真一
広報室室長 佐内 俊之

（説明協力者）

所有者不明土地問題等に関するWG委員 橋本 賢二郎

以上 敬称略

1 開会

（五十嵐事務次長）

それでは定刻を過ぎておりますので、第57回日弁連市民会議を始めさせていただきます。

私、市民会議を担当しております事務次長の五十嵐康之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事前配布資料といたしまして、資料一式がお手元に届いているかと思えます。それにプラスをして、武井咲さんのクリアファイル、「弁護士のひみつ」という漫画の他に、「弁護士のシゴト」、「も

っと知りたい弁護士の世界」という2種類のパンフレットがお手元に届いているかと思います。それと、本日の追加資料として、「弁護士はこんな活動もしています～法の支配を社会の隅々に～」と「社会を支える～弁護士のやりがい～」というパンフレットの他に前回の市民会議の議事録と日弁連新聞529号が配られております。お手元にない資料はございますか。

また、本日、弁護士白書の2017年版もお手元に配布しております。次回以降も市民会議の際にはお手元に御用意いたしますので、そのままでも結構ですけれども、御希望であればどうぞ、お持ち帰りください。

毎回お願いしているところではございますけれども、市民会議では日弁連のホームページにアップする、「今週の会長」というものの撮影をするという都合で、カメラが入っております。場合によってはお顔が入ってしまうかもしれませんけれども、御承知置きください。

それでは、日弁連の出席者側から自己紹介をいたしますので、どうぞよろしく申し上げます。簡単に結構ですので、広報室長からお願いします。

(佐内広報室室長)

広報室室長の佐内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(添田事務次長)

事務次長の添田と申します。よろしくお願ひいたします。

(所有者不明土地問題等ワーキンググループ橋本委員)

所有者不明土地問題等ワーキンググループの橋本と申します。よろしくお願ひいたします。

(澤野副会長)

副会長をしております澤野と申します。同時に、第一東京弁護士会の会長もさせていただいております。

(中本会長)

会長をしております中本でございます。今日は出井総長が所用で欠席させていただきます。お許しください。

(渕上副会長)

担当の副会長の渕上でございます。よろしくお願ひいたします。

(二川事務次長)

事務次長の二川です。よろしくお願ひいたします。

(近藤事務次長)

同じく事務次長の近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

(大坪事務次長)

事務次長の大坪と申します。よろしくお願ひいたします。

(五十嵐事務次長)

それでは恐縮ですけれども、北川議長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

2 開会挨拶

(北川議長)

はい。それでは、私が進行させていただきますので、よろしく願いいたします。委員の皆さんにはお忙しい中を御出席いただきありがとうございます。本日、ダニエル・フット委員さん、駒崎弘樹委員さん、逢見直人委員さんが所用のため御欠席でございますので御了承いただきたいと思います。

それでは、ただいまより第57回の市民会議を開会させていただきます。

3 中本和洋日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に中本日弁連会長から、御挨拶をいただきたいと思います。

(中本会長)

市民会議委員の皆様方には、年度末の何かと忙しいところ、第57回市民会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私ども、中本執行部の任期も残すところ1か月を切りました。日弁連会長と事務総長というのは任期が2年間、副会長は1年間でございますので、ここにいらっしゃる副会長も、同じくこの3月末で任期が切れるということでございます。

既に次年度の会長は、選挙の結果、東京弁護士会の菊地裕太郎弁護士が当選をいたしました。菊地裕太郎弁護士は、第33期の修習生時代からの私の友人でございまして、現在の会務については、引き継いでくれると言っておりますので、日弁連の執行部は継続性が保たれるものと理解しております。

それから、実は日弁連会長が役員を選任できるのは唯一でございまして、事務総長しか、自分の判断で選任できないのであります。副会長は全国各地から13人、4月からは15人ですが、誰1人日弁連会長は選任をすることはできません。私も2年前に出井事務総長を選んで就任させていただきました。この度の菊地裕太郎次年度会長もそのような趣旨で、菰田優次年度事務総長を選ばれました。これも、理事会で選任されましたので、確定でございます。菰田優会員は、今日ここにいらっしゃる澤野副会長が会長を務める第一東京弁護士会所属でございまして、菰田さんも今年度日弁連の理事をやっておられますし、いろんな会務で大変重要な役割をこれまで果たしてきておられます。既に、日弁連事務次長も経験されておられます。出井総長も次長を経験しているのですが、次長を経験した人が事務総長に就任するというのは、これは2回目でございます。そういう意味では日弁連会務についてもかなり精通しておるので、これも心配ないと、このように考えております。

あとは、この前から御報告していますように、女性副会長2名を増員するというクオータ制を導入いたしました。最終的には、今週の金曜日、3月9日に代議員会がございまして、クオータ制で

選ばれる女性候補者を含む15名の副会長がそこで選任されることになっております。これによりまして、次年度の役員は、全て確定するということになっております。

なお、前回から今日までの出来事の中で御報告しなければいけないのは、先ほど言いましたように、日弁連会長選挙が行われたということと、今年は珍しく東京三会の会長のうち、二会が選挙になりました。

それから、今年度はずいぶんたくさんの海外からの法曹関係者が来日されて、日弁連に表敬訪問されましたけれども、おそらく私の記憶では、今年度は20か国から30か国ぐらいの外国の法曹関係者が弁護士会館を訪問していただいたのではないかと思います。12月以降、ベトナム弁護士会から10名ほどの弁護士さんが来られましたし、タイからは2回に分けて各30人ずつ、計60名の裁判官が日本に来られて、裁判所において研修を受けられたということでございます。日弁連にも来られました。

我々の任期もあと20日余りしか残っていないのでありますけれども、日弁連の会務というのは、2年が終わったからといって尽きるものではなくて、継続性があるものでございまして、まだまだ多くの会務が残っておりますので、これを円滑に次年度執行部に引き継がなければいけません。最後まで気を抜かずに、私どもも会務に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日のテーマでありますが、1つは、所有者不明土地問題、これはもう既に国会等で内容も報告されておりますし、所有者不明土地問題研究会というのがありますが、今日はその研究会の委員でもあります橋本弁護士から詳しく説明していただく予定にしております。

また、2つ目の弁護士会の広報につきましては、前回の市民会議において、弁護士会の広報について、もう少し工夫が必要ではないかという市民会議の委員の先生から御指摘もありましたので、これについて、現状を報告させていただきまして、多方面からの御意見をいただきたいと思い、テーマといたしました。本日も充実した意見交換が行われますことを祈念いたしまして、私の冒頭の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

4 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは、議事録署名人を決定させていただきたいと思いますが、私から御指名させていただきますので、御了承いただきたいと思ひます。村木委員さんと吉柳委員さん、よろしくお願ひいたします。

それでは御了承いただいたものとして、よろしくお願ひいたします。

5 議事

(北川議長)

それでは議題に入らせていただきます。お手元に配布されている議題のとおり、進めさせていただきます。

議題① 所有者不明土地問題について

(北川議長)

第1の議題として、「所有者不明土地問題について」を検討していきたいと思います。まず、澤野副会長、所有者不明土地問題等ワーキンググループの橋本委員に御説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(澤野副会長)

副会長の澤野でございます。お手元の資料に閣議決定がございます。いわゆる骨太の方針の一部に社会資本整備等の項目で、所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地、空き家等の有効活用ということがテーマに上がっております。

その後、今国会を目指して、スピードアップした議論がなされてきました。どういうことをやっているかということ、登記制度や土地所有権の在り方についての検討、登記所備付けの公図や登記簿の整備、不動産情報の基盤の充実などいろいろな項目が挙げられております。

具体的な動きとしては、法務省には2つ、国土交通省にも2つ、それに民間研究会の合計5つの委員会が立ち上がりました。既にそのうち2つ、すなわち法務省の共有私道の保存・管理等に関する事例研究会と民間研究会はすでに終了しております。それから国土交通省の国土審議会も昨年12月で一旦中間報告を完了しております。あとは中長期的な課題を検討中です。実は、上述の民間研究会は、先ほどの閣議決定前、去年の1月に立ち上げられていたのですが、今こちらにいらっしゃる橋本賢二郎先生はこの研究会に最初から参加されています。この民間研究会では実はかなり大胆な政策案を、例えていえば花火のように、打ち上げています。ただ、これは民間研究会という建付けではあるものの、現実には国土交通省が事務的な側面をバックアップする研究会でした。

今般、法務省の不動産の登記制度や所有権の在り方という法律的な側面から研究する、登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会と国土交通省の国土審議会土地政策分科会特別部会の2つが中心となって、先の民間研究会の検討結果の一部を具体化しようとしています。

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会は、事例を上げて、現行法の下で地方公共団体が政策を実施しやすくするというので、既に取りまとめを終えています。

全国空き家問題対策推進協議会というのは、全国にある空き家に関する諸問題を扱っており、これは所有権等の論点も絡んで、現実的な政策課題になっております。現行法下においてこれをどうするかということで、これは多くの地方公共団体が勉強して、そして知識を吸収して、政策を実現していくということを今やっているところです。

この5本柱を順にわかりやすく橋本先生から説明いただくというのが、今回のテーマでございます。よろしくお願いいたします。

(橋本委員)

私は、昨年度の副会長でありまして、昨年度からこの問題を担当しておりました関係で、このような大任を務めております。

まず、所有者不明土地とは何なのかというところからお話したいのですが、所有者がわからない土地とイメージしていますけれども、これらの研究会などで、共通した定義を前提に議論しています。それが、増田研究会が示した提言なのですが、「不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しておらず、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地」この定義を法務省も国交省も共通して使っております。

これは、要するに不動産登記簿に記載されている住所に書類を郵送しても届かない土地を言うのだそうです。サンプル調査の推計ですが、その土地が全国の2割を占めるということになっています。これは所有者不明土地問題研究会の調査を担当している野村総研がやった調査に基づく結果だそうです。推計では、全国で約410.41万haあって、現状の九州全土の面積に匹敵するというので、新聞やメディアにかなりセンセーショナルに報道されたのは御記憶かと思いますが、要するに手紙が届かない土地なのですね。

では本当に所有者がわからない土地はどのぐらいなのかということについて、私が参加している法務省の研究会で国交省の方が報告していたのですが、およそ0.41%、だから20%ということかなり数字のマジックで、実際は本当に調査してもわからないのは0.41%ぐらいだと思います。ただ、0.41%といっても膨大な面積であることは間違いないので、調査をしても全国で数百万筆の土地が、所有者がわからない状態になっている。これがやはり日本の国力を下げることになってしまうのではないかとということで、政府は重要課題として取り組もうということのようです。

それで、元々この所有者不明土地問題が、どうしてこういう風にクローズアップされてきたのかということですが、東日本大震災の津波被害で、復興事業の一環として高台移転事業というのがあったのは御承知かと思います。所有者がわからない土地があるせいで、事業が円滑に進まないということで非常に問題だと、自覚されたのが始まりだと理解しております。

ただ、我々弁護士の認識では、そのような土地は、日常業務上、頻繁でもないのですが、よく遭遇する事案なので、そんなに新しい問題だとは思っていませんでした。しかし、復興事業や開発事業を進めていく上で、重大な支障になるということで、実は被災地だけでなく、日本全国津々浦々にあるということが自覚され、それが自民党の方で問題にされたということがありました。今年の1月ぐらいだったかと思いますが、最初に自民党の中の議員懇談会という組織が立ち上がりました。ここでは、前回の衆議院議員選挙で引退された保岡興治議員が当時座長をやられていたのですが、まずこれについて政府として取り組まなければいけないという問題意識を示しまして、それを受けて、今年の4月に自民党の政務調査会の中に特命委員会が設置されました。そちらの答申が出て、

それが骨太の方針になった。これが去年の6月に出たのですが、この骨太の方針に書かれている記述を受ける形で、先ほど澤野副会長が報告したようないろんな研究会が立ち上がりました。

「共有地の管理にかかる同意要件の明確化」という課題について、これを受けるのが、法務省の共有私道の保存・管理等に関する事例研究会という研究会です。これはいろんな私道が共有になっている場合に、舗装がはがれてしまったのを修理するのに、全員の同意が必要かとか、水道管とかガス管が壊れたときにどうしようかとか、そういったいくつかの事例について、弁護士も入って、法律問題としてどういう風に解釈していったらいいだろうかというような解釈指針のガイドライン、もちろん判例などを踏まえてですね、そういうものを作るのが目的でした。

その研究会は終わったのですが、その他に、「公的機関の関与による地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」という課題については、国交省の国土審議会の特別部会が検討に当たりました。

その特別部会が、去年の12月に中間取りまとめを出しました。大雑把に言うと、土地収用法が定める非常に厳格な手続の使い勝手が悪いので、特例的な手続を新たに創設するというものです。

それから、全く新しい制度として収用の対象にならない土地、これを一定の公共目的の事業について、使えるようにする新しい制度を作ると。これは収用委員会ではなくて、都道府県知事の確認・認定で、利用権を設定できるというものです。現状、不在者、相続財産管理人の選任が必要なケースは、市町村が申立てをすることが民法上定められていないのですね。それを自治体の市長に申立権を付与するような民法の特例を定める。こういうような提言をしまして、これらの内容を今国会で法制化するという風に聞いています。報道によりますと、3月9日に閣議決定がされた上で、今国会で可決成立を目指すということだそうです。

これらはとりあえず当面の対処法なのですが、もっと中長期的に抜本的な所有者不明土地を発生させない仕組みを作ろうというのが、法務省の登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会です。そちらで私は委員をやっています。

その他には、増田研究会というものがあったのですが、こちらは民間の研究会だということで、かなり大胆な提言をしております。要旨としては、三つの柱で提言をしております、まずあるべき姿1ということで、所有者不明土地を円滑に利活用できる／適切に管理できる社会を目指すということで、利用制度を見直すと。これは先ほど言った国交省の国土審議会の特別部会で、概ねこれが実現できる見通しです。

次にあるべき姿2ということで、所有者不明土地を増加させない社会を作る。ここで、相続登記を促進するとともに、相続登記を実質的に義務化していくべきであると、そういうような提言をしていました。

さらに、あるべき姿3で、我が国の全ての土地について真の所有者がわかる社会を実現しようということで、土地に関する情報基盤、土地基本情報総合基盤という仕組みを作る。日本中の土地の情報を一元管理した上で、それでもわからない土地が出てきた場合に、現代版検地というものを実

施する。一定期間公告などをして、それでも所有者が名乗り出ない場合には、その土地を国若しくは何らかの受け皿団体の所有にさせる。それを現代版検地という名称で提言しているのですが、この提言に当たっても、私もいろいろ意見を申し上げたのですが、最終的に民間だということこういう形になりました。

この提言が実は、その後の国の研究会にも非常に影響を与えております。現在法務省の登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会においても、現在民法上登記というのは、物権変動の対抗要件とされているのですが、その対抗要件とされている登記の制度について、検討が必要ではないかとされています。それと、増田研究会が言ったように、登記を義務化すべきではないか、それから所有権放棄をもうちょっと円滑に柔軟に認めるべきではないかというような議論がなされています。

その他、全国空き家問題対策推進協議会は全国の自治体がメンバーになっておりまして、各地のいろんな困った事例、問題事例の情報交換をやることを目的としている組織です。ここで何か具体的な提言をするというのは、今のところは想定していないので、各地のいろんな情報を共有化するというこのようです。

それで、今後の見通しですけれども、所有者不明土地等問題当面の工程表というものがあ、これは、今年の1月15日に官房長官が座長となって開催された、関係閣僚会議で確認された資料です。今通常国会に法案を提出するというので、先ほど説明したような国交省など、農水省と林野庁も、農地森林に関して、所有者不明のものについて、似たような仕組みで制度を作るという法案を準備しているようです。

中期的な課題ということで、国土審議会は12月に中間取りまとめをして、今は休会中なのですが、今年の夏ぐらいにまた再開すると聞いています。法務省で今やっている研究会の位置付けですが、予定では来年の2月頃までに取りまとめを行って、取りまとめ後直ちに法制審議会を設置して、民法などの改正作業に着手すると聞いています。

これが今のところの問題の動きなのですが、では日弁連はこれまで何をやっているかということ、を粗々説明します。先ほど自己紹介をしましたが、日弁連では所有者不明土地問題等に関するワーキンググループという組織を昨年の8月に立ち上げました。そこで、基本的にはこのいろんな政府の研究会、会議体に送り出す委員のバックアップということでやっているのですが、当然そこで問題になっている議論について、検討した上で、送り込んでいる委員がどういう意見を述べるべきかということを検討しています。

私たちも、所有者不明土地について、公共目的で活用していくこと、それ自体については特に異論はないので、一定の公共的事業を実現するために障害になっているものがあるとするれば、その法制度の改善というのは必要だろうと思っています。

それから、所有者に何らかの義務を課すという点について、放置して名義も変えないということは、多くは活用する価値がないから放置しているわけなので、要するに所有者もいないことが多いわけですね。だとすれば、所有権を放棄して、それを国庫なりに引き継いでもらうという枠組み、

それ自体は反対するものではないでしょうと。現状では、土地所有権の放棄というものはかなり厳しい状況で、所有権の放棄を求めて訴訟を起こしても、認められたケースはないようです。

所有権は、民法の教科書では自由に放棄できるなんて書いてあるのですが、裁判所の考え方としては、放棄することはいいけれども、それが権利の濫用になってはならないと、そういう考え方をとっております。放棄したい人はなぜ放棄したいかという、固定資産税の負担が重いとか、危険な崖崩れを防止する工事費用が負担できないとか、そういう理由があつて放棄したいわけなのですが、そういう費用負担を逃れたいというのは、権利の濫用であるというような判断をされるケースが多くて、所有権の放棄は事実上、認められないに等しい状況があるわけです。

だから、そこはやはり義務を課すのであれば、放棄という選択肢も柔軟に認めていく必要があるのではないかという、粗々コンセンサスがワーキングの中では得られているかなと思います。ただ、そこから進んで登記を義務化する、あるいは増田研究会の言っている現代版検地というようなものについてはまだ意見の一致が見られていない状況です。法務省が登記を義務化する場合に、具体的にどのような制度で、どういう義務を課すのか、そういう提案がまだ出てきていない状況なので、それが出てきた段階でまた日弁連としての考えを取りまとめていく必要があるだろうと思っています。私の報告は以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。今お二人から御説明をいただいたわけですが、委員の皆さん、いかがですか。御意見、御質問ございましたら、どうぞ。

(中川委員)

質問よろしいですか。20%という数字と0.4%というのはものすごく乖離があるのですけれども、これはどちらが正しい、正しいというか、どういう考え方でしょうか。それと0.4%としても、その内訳というか、都市部が多いとか、山林が多いとか田舎だとか、いろいろ内訳があると思うのですが、それはわかりますでしょうか。

(橋本委員)

内訳は示されなかったのですが、おそらく都市部にもあるだろうと、辺鄙なところに限らないとは考えられています。それで、なぜ20%なのかということなのですが、登記には所有者の住所と氏名を記載するのですけれども、住所の変更登記をしないということも多いわけです。だから、所有者の名前はそれとおりのみだけれど、住所が変わっても住所変更していない、住所変更登記をしていないがために、元の住所に書類を送っても届かない。それも所有者不明だという推計をしているのですね。だからちょっと20%というのは大袈裟なんじゃないかなと思います。

(中川委員)

0.4%というのはちょっと少なすぎる感じもするのですが。

(橋本委員)

そうですね。我々弁護士が相続人調査をする場合には、何代にもさかのぼって戸籍、除籍、原戸

籍を探すのですけれども、現状では、江戸時代、天保年間、安政年間に生まれた方の除籍も取れません。それでかなり絞れていくのですが、問題は、変則型登記というのがありまして、昔の入会地などを実質的な共有にした、昔村落で入会地として使っていたのを、明治維新後の地租改正で個々の所有者の共有の土地にした土地が一定数あるわけです。ところが、その共有の登記の表記が、共有者全員の名前を書いているのではなくて、誰々ほか何名とか、何々村とか、そういう書かれ方をしているものが実はかなりある。そういうものが調べようがないので、そこが0.41%に入っていく数字かなと思っています。

(北川議長)

どうぞ、御発言をいただきたいと思います。

(河野委員)

報告ありがとうございました。少し前になりますが、休眠預金を活用していこうという話もありましたし、それから空き家問題もやはり普通の町の中で手がつけられないといひましようか、問題となっているというのは、報道で読んでおります。今回御報告いただいたことも、結構大きく報道されていますので、今後どうなるのかなと思っています。

使われていない資源を、国の利益のために何とかルールを整えて、活用していこうという方向性は、皆さん御納得されているし、その結果として今回、法案が上程されるということなので、おおよそコンセンサスは得られていると思っています。

お聞きしたいのは、所有者であった個人にとって、所有者不明であるということは、納税の義務を果たしていないということだと思ふのですけれども、これが公共の利用に、利用権が設定されて、そういうことに使われることになったときに、公益性というのはそうだと思うのですけれども、本来の持ち主にとってのリスクみたいなものは、実際見通せるのか。それとも、納税もしていないし、ほったらかしにしているから、今回のルールできちんと活用してもらって、最終的に名乗り出てこないといひましようか、わからなくても、本来の所有者にとってみると、何ら大きな問題は起きないのか、その辺りを知りたいなと思ったので、お願いします。

(橋本委員)

そこはもちろんケースバイケースだと思いますね。本当にいない人は、一定数いると思いますけれども、さっき言ったように、手紙が届かないというだけで不明だと扱われてしまうと、その所有者も自分が所有者だということを知らないかもしれないので、もし所有者だとわかった場合は、それは使いたかったという意見も当然出てくると思います。それで、やはり日本国憲法の29条で財産権の保障という規定がありますので、何らの手続保障もなく、財産権である土地を奪われてしまうというのは、やはり乱暴ではないのかなと思います。

理想的なのは真実の所有者を突き止めて、その人の意思を確認した上で、選択を認めるというのがいいのだらうと思うのですが、なかなかマンパワーも費用も限られている中で、そこまでの調査はできないという議論もあるようです。

(河野委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

どうぞ。

(清原委員)

私は、「所有者不明土地問題研究会」の委員を全国市長会からの委員としてさせていただいておりました。政令市長会の中で、神戸市長さんをリーダーとして、所有者不明土地問題について研究をされていたということもあるとともに、全国市長会でも土地利用行政に関係する諸課題について、平成28年度に研究をしてきたこともありまして、全国町村会とも連携して、この民間の研究会が立ち上がりますときに、私も委員として参加をさせていただきました。オブザーバーとして全国市長会経済部長も参加していました。

ワーキングチームでは、構成員は市長となっていますけれども、実質的には自治体の職員が構成員として、まさに実務をする中での問題意識をもって研究をしました。私にとってありがたかったのは、橋本先生も委員としていらっしゃるように、自治体において解決すべき課題の1つなのですけれども、大学研究者の専門家の皆様だけではなくて、日弁連を代表する橋本先生はじめ、公認会計士等の専門家の皆様が一堂に会して協議を進めたということです。

それから、オブザーバーとして位置付けられている法務省からは、歴代民事局長さんが必ず出席されているということで、このことにも私はびっくりしました。総務省や農林水産省、林野庁、国土交通省は、担当の審議官とか課長さんだったのですけれども、法務省からは必ず民事局長さんが出ていらしたので、この問題は民法改正とも関係するのだと思うのですが、法務省として大変真剣に取り組まなければいけない課題だと認識して取り組んでいらしたと思います。

一定の取りまとめを昨年12月にしたのですが、1月に関係閣僚会議が設置されるということになり、実はその第1回目に、早稲田大学で、法務省、国土交通省のそれぞれ関係研究会の座長をお務めの山野目先生と、この検討会の座長を務められた野村総研顧問の増田寛也さんに加えて、自治体の現場の実態を話してほしいということで、私も呼ばれまして三者が意見陳述をさせていただきました。

私の立場としても橋本先生と同じなのですが、現場の立場では、所有者不明土地問題は、丁寧に対応しなければいけない課題だということです。と申しますのは、例えば、先ほどありましたように、変則的な登記も多く、三鷹市でも公共事業として国、東京都と連携して取り組みたいと思っていた土地の所有者が、当初は所有者が十数人だったものが、相続によって、結果的に100人を超すような相続人数になっていました。そのうちの何人かは、やはり現住所不明ということになっていて、おそらくは相続されたのだけれども、御自身がその土地を所有しているという認識がない方もいらっしゃるかと推測されます。でも、公共事業であれ、そうした土地利用をする際には、全部一人ひとりの御意思を確認させていただく手続があるので、公共事業といっても時間的なコスト

はとてもかかりました。

したがって、今回も慎重に、公共事業や公益的事業に限って、年数を限って所有者不明の場合でも使えるようにするには、どういう法整備が必要かというところから、深い研究が始まったと思っています。

したがって、私たちも、公益的事業、公共的事業に自治体として取り組みたい場合に、少しでも現状の所有者不明土地を、公明正大に活用させていただくような法整備がなされるというのは、一方で歓迎できます。

ただ他方で、こういうこともございます。中山間地の首長の悩みとして、本来、水害等が気になるので、間伐材等の処理をしたいが、山林の所有者が不明であって、しかし、立ち入ってその山林の管理を自治体がしているか、この辺相当悩みがあります。水害を予防したい、土砂崩れを予防したいと思っても、所有者が不明なので、荒れていく、そうした国土は国民の財産なのだけれども、しかし、所有者がわからないときにどのように対応したらよいか、管理の財源はどう確保するかという深刻な問題提起もございました。

都市部では、「空き家」の問題に象徴されるように、所有者がわかっているのに、そこが朽ち果てていくままのものをどうしたらいいかという課題もあるのですが、中山間地においては、所有されている人がわかっても、管理できていない山林や田畑が課題であり、その上に所有者がわからない場合にどうしたらよいかという深刻な問題意識の中から、国でも民間でも、こういう研究が急速になされていったのではないかなと思っています。

ぜひ、私としては日弁連のお立場で、法律をどう解釈したらよいかと同時に、どういう法律を整備していったら、正しき財産権保障とともに、国土保全や災害対策等公益的な利用に寄与することができるのか、それについて、専門性を発揮していただければ心強いと思います。橋本先生のこの検討会における折々の御発言に感謝申し上げますとともに、本日の御報告にも感謝して、これからの日弁連の皆様の御活躍に期待したいと思います。以上、お願いです。

(北川議長)

よろしいですか。

(橋本委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

どうぞ。

(湯浅委員)

ありがとうございました。本当の意味の土地所有者が不明の土地は0.41%というお話でしたけれども、この問題についての私の理解度も0.41%ぐらい、まだよくわかっていないということがあって、ちょっと基本的なところで質問させていただきます。先ほどもおっしゃっていたように、被災地で復興公営住宅を建てるときに、とにかく人もいないけれど、所有者がわからなくて、

えらいことになっているという話があって、いつだったか覚えてないですが、復興大臣が根本匠さんだったときにお会いした機会があったので、その問題を話したら、やっぱり私的所有権というのは資本主義制度の根幹だから、なかなか難しいのだよ、とおっしゃっていたのをよく覚えています。今回は、法律が明後日、閣議決定されて出るということなのですが、これが出ていると、同じような災害が起こったときに、復興公営住宅というのは、スムーズに建てられるようになるのですか。

(橋本委員)

一定程度は現状よりは建てやすくなります。収用の対象にならない公共的事業についても、都道府県の知事の認定によって、利用権を設定できると。だから、復興住宅の場合は、時限的なものという前提で考えると、仮設はできますが、半永久的なものは対象外になってしまいます。

(湯浅委員)

そうすると、仮設は建てられるけれど、公営住宅は建てられない。

(橋本委員)

現状ではそうです。それもおかしいじゃないかという議論もあります。

(湯浅委員)

その利用権というのは、あらかじめ10年とかという風に決めていくのでしょうか。

(橋本委員)

最長もう1回更新という形です。

(湯浅委員)

最大20年と。あともう1ついいですか。先ほどの現代版検地の話のときに、日弁連の中でもいろんな議論があって、まとまっていないのだとおっしゃいました。どういう議論があるのですか、その検地に関しては。

(橋本委員)

目的のためにそれは必要だという意見の会員ももちろんいますし、ただ、やはり強制的に本人が知らないところでありますけれども、所有権を失わせるというのは、やっぱり行きすぎではなからうかと。

(中本会長)

この問題は、地方に住んでいる弁護士には、日常茶飯事のことなのです。自治体の顧問弁護士などは、この問題にいろんなところで常にぶつかるのです。例えば、地方では、林道農道をひくときに、収用の対象とするには難しいので、所有者を見つけて買いたいという申入れをする。百何十人も所有者がいます。しかし、対価は、1人になると、1,000円とか2,000円にしかならないのですよ。そういうところに印鑑証明取ってきて、判をつけてくれといっても、なかなか協力してくれないのですよね。中にはいくら手紙を出しても、全然答えくれない人もいたりして、仕方がないときには、調停の申立てをするのですけれども、それでも出てくるかどうかわからない。

つまり、何が問題かという、所有者不明というのは、値打ちのない土地だからです。値打ちの

ある土地は、所有者はいくらでも探すことができるのです。だから、そのところをよく把握しないと、登記義務を定めると言ったって、自分で金を出して、値打ちのない土地を登記する人がいるか。今田舎では、相続争いといったら、欲しいからの争いでない。欲しくない争いなのです。

例えば山が崩れたら、土地を通行する人が、お宅の土地が崩れているから直してくれと言ってきます。何十万とかかるのですよね。そういう状況になって、値打ちのない土地が非常に負担になっている状況があるのですね。

ですからこの問題は、経済性の問題があって、国がものすごいお金を投資してやれば別ですけども、ただ登記義務を定めても、私はあまり実効性がないと思います。そういうのはいくらでもあるわけですから。

それからもう1つ大きな問題は、所有者不明ではなく境界不明の土地がもっとあります。利用しようと思っても、自分の畑がどこにあるかわからなかったりします。なぜならば、もう畑をつくらなくて、20～30年になっている。以前あった道に大きな木が生えていて、しばらくして行こうと思っても、もう山の中でとてもじゃないけど行けない。怖くて登れない。そういうところがたくさんあります。

この問題はかなり深刻でして、大きな経済性の問題があります。田舎にいと、そういう問題があるのだということが前からわかっているのですが、先立つものがないのでなかなかできないという状況があることを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

(中川委員)

ちょっといいですか。

(北川議長)

どうぞ。

(中川委員)

私も非常によく今の話がわかりました。日本は所有権概念が強すぎるのではないかと考えておりました、もともと農業国ですから、やっぱり畑とか山林というのは基本になって、所有権というものが出来上がり、登記制度もでき、それできちんとした区分をして、誰が持っているかということを決めておくというのが、国の根幹であって、それで秩序が成り立ってきた。

ところが、おっしゃいますように、だんだん時代が変わって、その所有権が強すぎるが故に、それが非常に邪魔をしている場面がいっぱい出てきましたし、それから例えば住宅にしても、マンションなんか何十階建ての一室なんていうのは、もちろん所有権はあるのですが、その所有権を持っているなんて考えている人はあまりいないですよね。

それから他の国を見ましても、所有権なんてない国はいっぱいあるわけで、国民には所有権はない。それは国が持っているので、あとは使用权で持たせるという制度の国もたくさんありますよね。

ですから、その所有権というものが絶対であるという考え方はちょっと修正した方がいいなと思

うのですね。ただ、根幹ですから、他の法律も全部それで成り立っていますから、そんなもの急にガラガラするわけにいかないのだけれども、やっぱり所有権概念が強すぎるという点は、少し認識して、先ほどおっしゃったこの所有権の放棄、これは、私はちょっと動かしたいなと思う感じがかなりいたします。

ただ、裁判所も言っていますように、都合のいいときだけ、所有権だと言って利用して、役に立たなければいけないよというのは、それはやはりちょっとあまりにもわがままでということですから、やはり放棄するときには、利用価値のない土地を放棄するのですから、何らかの負担を伴って放棄すると。持っていれば固定資産税がかかるわけですから、少なくともそれに見合う分ぐらいは課金をして、そして放棄をする。

それについては、誰か第三者的な機関なり国なりが査定といたしますか、放棄に伴う条件を決めて、そして放棄をするというようなことをすれば、例えばある程度の公平性というのは保たれるのではないかという気もして、このところはやっぱり少し動かしていただいた方がいいのではないかという感じはいたします。

(北川議長)

よろしいですか。

(井田委員)

登記と所有権の関係について、お聞きしたかったですけれども、素人からすると、所有権のある人のことを書いてあるのが登記というイメージがあります。実際には、例えば土地を買っても登記しない方もいらっしゃるということで、数年前の民間のシンクタンクの調査によると、地方で外国の方が土地を買っていかれて登記はしていないと。所有権はあるけれど、登記をしていなくて、ただ、実際にその自治体が何か作ろうと思って、あの土地あるじゃないかとずっと心積りにしていたのに、蓋を開けてみたら、所有権をめぐってすごくややこしい問題になっていたということに後で気づくケースもあって、こういうのはよくないのではというような話をされていました。対抗要件の話などを聞くと、所有権があるということは、要するに争いになったときは登記していないと、すごく弱いですよということだけにとどまるというのだとしたら、確かに登記を義務化というのは、そんな悪いことじゃないのかなという気もするのですけれども、逆に登記制度ができてから今日に至るまで、義務じゃなかったということは、やっぱりどういうデメリットがあるから、そこを結びつけられないということなのでしょう。

(橋本委員)

物権変動の起こる理由としては、大きく分けると2つあるのですが、それは契約などによる意思表示に基づく物権変動、その場合に登記をしないというのはできないわけですね。だから、今言われた事例は、極めて想定していないようなケースだと思いますが、通常売買で土地を買った人は、自分のものにしたい、確実にしたいと思って登記をするので、その意思表示による物権変動については、あまり手当てする必要はないでしょう。問題は意思表示によらずに物権変動が生ずる相続

などが典型ですね。

時効取得や契約を取り消したというような場合、法律上当然物権変動が発生してしまうことになっているのですが、それは本人が必ずしも意識していないので、登記がそのまま残ることになるわけです。ただ、判例上は、物権変動がある限りは、登記をしなければ対抗できないというのは確立しておりますので、これまで蓄積されてきた判例の考え方はやめて、新しい法律を作らなければ、ここは変えられないです。

なぜ、そういう対抗要件主義ができたかという、古い話を言うと、ドイツ法とフランス法の対立がありまして、ドイツ法の方は効力要件主義といいまして、登記をしなければ、そもそも物権変動はないという法制なのですが、日本は意思主義と言いまして、意思表示だけで物権変動が生じるのだという法制を明治時代採用したわけです。

(中本会長)

土地制度というのは、大体江戸時代は国のもので、大名さんからみな借りていたのだけれども、明治維新以降になって、所有権が使っている人に移ったのですよね。ですから所有権絶対というのは、そんなに日本では歴史は古くはないのです。150年ぐらい前に新しい民法ができたときにそういう制度を作っているの、何千年も前からというものではないので、ある程度変容しようと思えば、変容はできるのではないかと思います。

ただ、先ほども言いましたように、経済的価値のある物権の変動は、みな登記をするのです。なぜならば、買うときに担保を設定したりなんかしますと、登記しないと担保は設定できませんから、売買の場合は、普通は全部登記するのです。だから、放っておいても国はそれを把握できるのです。ところが値打ちのない土地について相続したときには、ほったらかしにするわけです。それが、代が移っていくとだんだんわからなくなる。この問題は、二重の問題が出てきているのですね。ですから、基本的に経済的に価値のあるものについては、それほど不便は今までなかったのです。この問題は昔からありましたが、もうこれ以上は難しいというところまで来ているのが実態です。

(北川議長)

誠にわかりやすいお話でしたが、何か他に、いいですか。

(中本会長)

もっとひどいケースは、ゴルフ場を作る人が、所有者がわからないから、人の土地や山を全部ゴルフ場にして、文句を言われたら買うということもありました。

(村木委員)

切実なのが非常によくわかりました。このような類の土地を相続する可能性が間近に迫ってしまして、切実な問題です。これからこの問題、この法律ができてまだ大きなものが残るわけですよね。日弁連として、どういうスタンスでいくかというのがもしあるなら、それだけは教えておいていただいて、またこの問題を自分でも見ていこうかなと思うのですけれども、どういうスタンスになるのですかね。

(橋本委員)

登記を義務化する件にしても、義務ってどういう義務を想定しているのか。無理やり登記させるということですけども、どうすればそういうのができるのか、会社の登記などだと、役員変更登記をしなければ、過料が科されます。そういった過料を科すという形での義務なのか、それとも直接国が登記して、その費用を徴収するとか、そういう方向なのか。その義務化の具体的な制度設計がわからない状態なので、許容できる義務と許容できない義務があると思います。

日弁連としては、現行法を変えるから何でもかんでも反対だということではもちろんなくて、やはり立法目的を達成するために合理的なものであれば、それは賛成していくものになっていきます。

(村木委員)

義務化の方向性とか、所有者不明の土地をこれ以上増やさないとか、こういう基本的な方向そのものはいかがでしょうか。

(橋本委員)

それは賛成です。

(村木委員)

手段の問題ですね。

(橋本委員)

我々が日常業務をやっていく中で、所有者や相続人の調査をできないケースは結構遭遇しますが、やっぱりそれはもうお手上げなのですよね。それをやめて欲しいというのは、弁護士だったら誰でもわかっていると思うのです。

(中川委員)

登記を効力要件にするという議論はある程度進んでいるのですか。

(橋本委員)

まだ始まったばかりです。ただ、民法学者の方々は、大体消極的な御意見のようです。

(中川委員)

義務化するのではなくて、効力要件にすれば。

(中本会長)

しかし、それをすると大混乱になりますね。

(清原委員)

実際、市町村では、戸籍事務については、法定受託事務ということで、本来は国がすべきことを受託してやっておりまして、それについては、先ほど橋本先生もおっしゃたように、かなり遡ることができるのですが、自治事務であります住民基本台帳というのは、皆様から転出届が提出されますと、それを保存する期間というのが、概ね5年ということでございます。ですからその後は、転居先を追跡できないということも今回問題提起されました。すなわち、弁護士さんが例えば職権で遡って調べたいというときにも、私たちが資料に基づいてお示しできるものといっても、5年間だ

けなので、転居されたのが6年前とか7年前になると、転出先がわからないということでした。

これについては、総務省も今回の民間の研究会のオブザーバーとして参加されていて、ひょっとして所有者不明土地の問題を解決するために、自治事務である住民基本台帳に関する書類等についても、更にもう少し長期間、保存したほうが望ましければ、そういう方向も検討する必要があるのではないかというようなことで、検討も始められたということです。

しかしながら、もちろん、今から60年保存すようにと言われても、もう今残っている5年前までの分を60年残すことにもなりますので、もちろん急に60年前のことがわかるわけではないのです。いずれにしても、そういう風に、実は所有者不明土地の検討は他のいろいろな自治体の事務にも影響を与えていることです。そして、所有権を放棄することができるということも選択肢の中で検討することは有意義なのですが、市町村長の中には、その放棄された土地が公共事業等に使える土地であればいいのですけれども、先ほど会長がおっしゃったような、なかなか有効な利用が難しい土地の場合、その管理を市町村長に委ねられても、これは維持管理に税金を使うことになるので、市町村民の皆様の御理解を得られるかどうかという別の問題が生じるので、これは国の出番ではないかと思えますし、広域自治体の都道府県がお考えいただく必要もあるのではないかという風に思えます。市町村長が放棄された土地を軽視するとかそういうことではなくて、実はそれを放棄された後、どう管理するかという課題については、更にまた問題が存在するということを共有しているのが現状です。

(北川議長)

あとはよろしいですか。

山林の境界ですね。境界不明、公図困難という、これは中本会長さん、おっしゃったけれども、これは法治国家としてはいけませんよね、本当を言うと。それで、地方公共団体は本当に困って、悪いことを考える方が入ると滅茶苦茶になるという議論は、どの程度されたのですか。

(橋本委員)

それももちろん認識していますが、それは所有者不明の次の問題だろうと思います。所有者のはっきりした後に、じゃあ境界はどうなのだという次の段階ではないでしょうか。それを同時進行でやるのは、非常に大変だという感じです。問題としては認識していますが、今はちょっと取り上げられないという感じですね。土地家屋調査士さんなんかは、それは非常に問題だということは指摘されていますので、そちらも法務省の所管でやっていくという課題と思います。

(北川議長)

これ、清原さん、市町村の仕事か、県の仕事か、国の仕事か、公共事業で分かれちゃうんですね。だけでも、これがないと本当に公共事業やりにくいというか、

(中本会長)

ただ、現代版検地といっても、日本の公図はいい加減ですから、境界は、人の記憶、例えば山だったら、ここにこの木があったからここが境界だといって、生きている人がいればいいけども、亡

なくなったらもう本当に境界はわかりません。人が死んでしまった後に自分のものだと言ったら、それで自分のものになってしまうような関係のものが多いのです。

ただし、それは経済的価値がない段階では紛争は起こらないのです。突然そこに道ができるとか、高速道路ができるとなると、経済的価値が出て紛争がたちまち起こるのです。ただ、それが無い限りは、境界がどうであろうと、全然関係ないというのがほとんどです。だから、境界不明を一遍に解決するというのは、経済合理性からいってもあまり意味がないかなと私は思っています。

(北川議長)

ただ、その土地の公図をきちんとするぞと自治体が出たら、反対したのですよ。地主が。固定資産税から何から何まで全部変わってくるから、だから、日本中そういう情実でストップしちゃっているという面もなきにしもあらずなんです。そのほうが実は大きいのではないですか。

(橋本委員)

ですから、今所有者不明ですから、次は所在地不明。

(北川議長)

農地改革のときに山をいい加減にしてしまったということも言えると思います。ではこれはより一層御検討いただくということで、よろしゅうございますか。

橋本先生はじめ皆さん頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

それではこの議題は終わらせていただいて、次に移らせていただいてよろしいですね。

それでは、澤野副会長、橋本委員さん、ありがとうございました。

(中本会長)

議長、今、次期会長が来ましたので、ちょっと一言紹介をさせていただきます。

(北川議長)

菊地時期会長さん。

(菊地次期会長)

菊地裕太郎と申します。

(北川議長)

挨拶してください。

(菊地次期会長)

市民会議ということで、市民の皆さんの声を日弁連に反映するというコンセプトで始まった伝統的な重要な会議という風に位置付けられていることを承知しております。ぜひ、委員の方々の御意見を拝聴しながら会務を進めていきたいと思っております。私が以前東京弁護士会会長のときにやりましたけれども、この市民会議でいただいた御意見の中で、1つでも、2つでもと言うと、少なすぎるかもしれませんが、御意見をこういう風に生かしましたとか、こういう風にやっておりますとかという報告ができればいいかなと思っておりますので、ぜひ、また楽しい市民会議を運営していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。では、次に移ってよろしいですね。

議題② 弁護士会における広報活動の在り方について

(北川議長)

それでは、2番目の議題「弁護士会における広報活動の在り方について」を検討していきたいと思えます。本日は、この議題の中で、市民向けの広報について、パンフレット案「弁護士はこんな活動もしています～法の支配を社会の隅々に～」について、取り上げることにしております。

それではまず池田桂子副会長、佐内俊之広報室長に御説明をお願いいたしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

(池田副会長)

広報担当の池田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

日弁連は、広報として様々な取組をしておりますけれども、会務執行方針に広報の充実ということに掲げましたのは2013年と、まだ年数が経っておりません。会務執行方針では、1つは、弁護士を身近な存在として感じていただくこと、もう1つは、職業としての弁護士を知っていただくこと、この2つを目的と設定しております。それ以降、特に弁護士、弁護士会のイメージアップ広報をこここのところ展開しております。様々な中で現在進行中のもの、7つの柱ということで御紹介させていただきます。

まず柱のその1ですけれども、日弁連のイメージアップのために、女優の武井咲さんを起用しております。一緒に配っておりますこのクリアファイルを御覧いただきますと、武井さんの起用の具体的なイメージをわかっていただけるかと思えます。「私に笑顔をくれたのは弁護士さんでした」というキャッチコピーとともに、武井さんを起用しています。

裏面を見ていただきますと、ひまわりお悩み110番ですとか、ひまわり相談ネット、ひまわりホットダイヤルという法律相談センターにつなぐためのクリアファイルということがわかっていただけると思えます。弁護士会の法律相談センターへのアクセス改善ということで、こういったグッズを作成すると同時に、CMを作っております。

具体的には、ウェブサイトにはCM動画を掲載しまして、皆さんお手元にスマホをお持ちでしたら、日弁連のスマホのサイトを開いていただきましたら、その中にNICHIBENRENTVというところがございます。それをまたクリックしていただきますと、武井咲さんの動画が出てまいります。突然の崖とって武井さんが崖の縁から降りると、いつのまにかひまわりの花の軸につかまって助かっているという、少しユーモラスなイメージアップ戦略です。

こういったものを作りまして、2017年の1月、2月、そして12月、テレビCM、YouTube、交通系のJR東日本、JR西日本、東京メトロなどの各種の媒体で放映しております。また今年に入りまして、3月に同様の媒体で放映を実施しております。

ポスターも作りました。クリアファイルと同じようなものですが、ポスターサイズとして作成いたしました。

これを裁判所、法テラス、警察署と郵便局など、公的機関を中心に貼り出しております。そして、最近では、イオンモールなどのデジタルサイネージなどでもこの広告を展開しています。今月に入りましてからは、日経トップリーダー、プレジデント、文藝春秋、あるいは月刊ゴルフダイジェストというような中小企業の経営者の方々からお読みいただけるような、そういったところにもひまわりほっとダイヤルの広告を出稿しております。

2つ目の柱ですが、日弁連の広報キャラクターの「ジャフバ」というものがございます。ジャフバは、日弁連の「えがお推進部長」ということで、肩書は弁護士となっております。サイトにもジャフバの部屋というのがございますので、御覧いただけるかと思えます。もう一人のキャラクターとして、最近特に活用を図っていこうという方針を打ち出しております。

3つの柱は、お手元に配っていると思えますが、「弁護士のひみつ」という学習漫画を一昨年作りました。こちらはハードカバー本ですが、最近は弁護士・弁護士会向けにソフトカバー本を増刷しております。弁護士の役割を知っていただくこと、そして、場合によっては小学校の方を中心に、将来の進路選択の参考材料としていただくということでございます。学研さんの御尽力がありまして、こういう学習漫画、〇〇のひみつというシリーズの一つとして制作をされて、全国の小学校、特別支援学校など、図書館にも寄贈しています。

4つ目の柱ですが、これはどこでもやっておられるかと思えますが、弁護士会館における社会科見学を実施しております。年間の受入れ人数は1,000名でございます。小学校、中学校、高校生を対象に弁護士の仕事や司法制度に興味を持っていただくということであります。先ほどお見せしました「弁護士のひみつ」のこともありますので、この制作をきっかけに、社会科見学の際には、アニメーションというものも最近作りまして、見学の際に見ていただくということもしております。

柱の5つ目は、ウェブサイトです。月間のアクセス数は約200万件にのぼります。一部についてはスマートフォンにも対応しています。内容を見ていただきますと、ちょっと文字が多いという感じもいたしますが、まず日弁連が取り組む重要課題、六つを掲げております。また、ごく最近のお知らせ事項を掲載するとともに、それぞれをクリックしていただきますと、詳細画面にまいります。また、イベントの御案内などいたしております。

下の方を見ていただきますと、子ども向けのページもございます。日弁連子どもページ、あるいは法曹志望者を小さいときから増やしていこうということで、弁護士になろうというような項目を設けております。

6つ目の柱ですが、マスメディアへの対応でございます。年間の取材対応件数は1,106件(2016年度)でございます。日弁連の活動、それから意見書と、広く知っていただくということで、取組を御紹介しております。具体的には記者会見を毎週水曜日の午後2時から定例に開催しております。必要に応じて臨時の記者会見も実施しております。

また、特別なテーマを設定して、プレスセミナーを開催することもございます。2015年ぐらいからのプレスセミナーの開催一覧もお配りしています。その時々で社会的に重要なテーマを取り上げています。最近話題になっております少年法の年齢引下げの問題など、昨年11月27日に開催したことを御紹介しています。

柱の7つ目は、これもそれぞれの組織でおやりだと思いますが、パンフレットやグッズを作っております。小学生や中学生向けのパンフレットを出稿しておりますけれども、最近ですと、「もっと知りたい弁護士の世界」ということで、真ん中にQRコードがございます。QRコードを読み取っていただくと、スマートフォンサイトに移行するというように作っております。中を開いていただきますと、ワーク、ライフ、ミッションという三つのカテゴリーの中で、それぞれ活躍している弁護士を紹介するというつくりになっています。

他にもいろいろなことをしておりますけれども、特に紹介できるようなものとして、「法の日」というのがございまして、この日には記念行事を行っております。

今後の課題としまして、弁護士会、弁護士のイメージアップだけでよいのかということが話題となっております。継続的な広報をしながらも、中長期的にどういう方向性をもって広報していくのかということで、2月には広報中長期戦略というものを策定いたしました。その中では、もっと弁護士の仕事を知っていただくということが大事だということ。それから、日弁連とともにある52の弁護士会と連携を深めていくこと、もっと重要なこととして、伝える広報から伝わる広報へコンテンツを充実し、媒体を選択していこうということの中長期戦略の中に入れております。

また、会員組織でやっておりますことから、広報については効果測定や検証を行っていくことも重要だと考えております。大まかな説明は以上のとおりでございます。

(北川議長)

ありがとうございました。佐内室長さん、よろしいですか。

(佐内室長)

大丈夫です。率直な御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(北川議長)

それでは、五十嵐次長から、「弁護士はこんな活動をしています～法の支配を社会の隅々に～」について御説明をお願いいたします。

(五十嵐事務次長)

再び登場いたします五十嵐です。よろしく申し上げます。

私からは、「弁護士はこんな仕事をしています～法の支配を社会の隅々に～」と、「社会を支える～弁護士のやりがい～」、この2つのパンフレットについて説明をいたします。日弁連はいろいろな委員会で、それぞれの思いでパンフレットを作っているものですから、なかなか統一がとれていないのかもしれない。そういう点も含めて今日は御意見をいただければと思っております。

なお、私が説明するこの2つのパンフレットは、まだ作業中でして、ほぼほぼ確定はしているの

ですけれども、未完成ということで、このような紙で今日お渡ししているということでございます。

まずは、こちらの青い方の「弁護士はこんな活動をしています」から説明をしたいと思います。弁護士の活動は、昔からやっている典型的な訴訟業務でありましても、法の支配ということを経験の中で実現するという意味から、究極的には、社会に貢献しているのではないかと理解しています。このパンフレットは、弁護士が、より広く、より直接的に社会に貢献している活動をしていること、そういうことを広くお伝えしたいということで作っているところでございます。

こういう活動は以前からずっと行っていたことではあるのですが、社会全般に伝わっていないのではないかとという問題意識を持っておりまして、また我々弁護士も、こういう活動していることを知っているのかというと、なかなかそうでもないということで、弁護士、あるいは弁護士会がやっていることを棚卸しして見えるようにしようという発想で作ったものでございます。

次に、「社会を支える～弁護士のやりがい～」という方ですけれども、弁護士になって経験のまだ少ない会員、若手会員と呼んでいるのですが、若手会員からも、先ほど申し上げたような社会に貢献するような活動を一生懸命して欲しいと思っています。決してやっていないという訳ではありませんけれども、やはりベテランから、若手に伝えていくという意味もありまして、何らかのものを作らなければいけないのではないかとという発想から作ったものでございます。

そして、ベテラン会員のやっていることを紹介しても、なかなか若手会員の心に響かないのではないかとということで、より近い存在である同じく若手の会員から、その活動を紹介してもらって、多様な活動に興味を持ってもらいたいというコンセプトであります。

内容は、米元会員のページで説明いたします。まず「01 私の活動」と「02 活動に取り組むようになったきっかけ」に、この方がどういう活動をしているのかというアウトラインを記載しています。パンフレットでは全部で13名載っていますけれども、同じつくりになっております。

「03 やりがい」が書いてありますけれども、アウトラインの後でこのやりがいを見て、自分もこういう活動をしてみたいという風に興味を持ってもらえたらということで、やりがいがここに載っています。

その次に「04 時間の取り方・活動する中で苦労すること」を記載しています。若手会員ですから、まだ業務基盤がしっかりしていない状況の弁護士が多いのですが、その弁護士がどういう風にやっていったら、こういう活動ができるのかということを1つのヒントとして記載しています。米本会員のように既に活動をしている方は、立派な会員に見えるわけですが、その会員も、昔はいろいろ困難なことに会って、どうしたらいいかと悩んだこともあるということもわかってもらえれば、ハードルが低くなって、そういう世界に飛び込んでもらいやすくなるのではないかとこの思いで、ここを記載してもらっております。

そして、「05 若手会員へのメッセージ」で、最後に背中を押すということを考えて、こういうふうなつくりになりました。その意図どおりにできたかどうかはわからないのですが、我々としては一生懸命そういう意図を持って作りました。今日は、その意図が良かったのかどうか、あ

るいはそういうことよりも、もっと違う作り方をしたほうがいいのではないかというような御意見がありましたら、伺いたいというところがございます。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、今お二人から広報に関しての御説明をいただいたわけですが、委員の皆様から御意見、御質疑をいただきたいと思えます。どなたからでもどうぞ。お願いします。

(吉柳委員)

最初に質問ですけれども、これはどちらで配られているのですか。

(五十嵐事務次長)

これは、新人の弁護士と、あとはこれから法曹を目指そうという方にも配ろうかという風に思っております。

(吉柳委員)

わかりました。私、本業が広報の代理店をやっております、まさしくなるほどと思って聞いていたのですけれども、ちょうどここに書いてある課題のところ、やられている活動が「広報」と意味付けられていますけれども、どちらかという、宣伝活動に近い印象を受けました。メディアを買って、コンテンツを置いているという印象を受けたので、もっと費用も削減できるのではないかと思いました。「伝える広報から伝わる広報へ」と書いてあるのですけれども、今は、「宣伝」、「伝える広報」に寄っていると思うのですが、「広がる広報」とか「広める広報」にしていくと、もうちょっと自然に広がっていくのかなと思いました。

最初の方で、広報活動をしている目的について、身近に感じていただくことと、職業として知ってもらうことということとおっしゃっていたのですけれども、それぞれの目的で広めたいターゲットが変わってくると思います。そこに今買っているメディアがかなりずれているなという印象を受けました。例えば弁護士になりたいという学生さんにアプローチしなければならないとき、テレビを見ていないので、彼らが見ているSNSのタイムラインに広告でない形のストーリーとして現れなければいけないと思います。そういうのを知っていて行っている発信ではないなという印象を受けました。今は学生の就職がすごい売り手市場と言われていて、私たちの会社も毎年100人ぐらい新卒を採用するのですが、社会的に役立つという仕事に今の若い世代はすごく興味を持ちます。どちらかという、今は弁護士さんの主語が自分たちになっていると思うのですけれども、昔あった、木村拓哉さんのドラマじゃないですけど、いかに社会とか人々を救ったのかという、生活者の方が主役になって、救われたというビジョンのあるストーリーみたいなもの、もっと世の中に自然に広がる投げかけみたいなものを、例えばニュースレターで発信されるとか、今は情報をただ発表されているだけのようだと思います。

そうすると、見ている方が自分たちで伝えたいと思うようになり、メディアを買わなくても広まる広報というのが起きてくるので、そういうものを動画で見せたりなどしてはいかがでしょうか。

今武井さんの広告の御説明がありました。弁護士という存在は世の中で知られている、知られていない職業ではないと思うので、存在認知はされていると思うんですけども、これは存在認知でとどまる15秒だと思うんです。何で身近で親しく知ったのかとか、何で弁護士になりたい、その先にどんな良いことが待っているのかというストーリーが伝わるとするのは、広告では難しいと思うので、そういうオーガニックに広まる、拡大する仕組みをもっと作られた方がいいのではないかなという、本職なので、聞いていて思いました。以上です。

(北川議長)

何かありますか、お二人。

(池田副会長)

おっしゃることなるほど思っています。どうしても伝えたいことがいっぱいありすぎるようです。

(吉柳委員)

そうですね。企業さんのPRをやっているときも、企業さんがこの商品を作って、これを伝えてと10個言うのですけれど、その視点で企業が伝えたいことではなくて、世の中の社会的課題としてどういう価値があるかという視点で、これを伝えましょうというピックアップした1つだけを、周りを主語にしているような戦法をとります。言いたいことを伝えているだけなので、それは宣伝活動になってしまっているの、広報というのはみんなの興味に合わせることで、そういう視点でコンテンツを作られたほうがいいのではないかと思います。

(北川議長)

どうぞ。

(中川委員)

2つほどありますが、1つは、弁護士さんの一般的イメージ、僕だけかもしれないけれど、割合暗いのです。なぜかといいますと、ニュースやなんかで、弁護士さんが、モシャモシャの毛の人が黒い重い鞆を抱えて、裁判所を出たり入ったりする。あそこを映すでしょう。それから、記者会見のときもそうだし、それからいろんなドラマがあります。刑事のやつはすごくカッコいいですね。でも、弁護士さんのドラマは、なんか探偵もどきみたいな、そういうストーリーで非常に偏っているのですよね。刑事事件の舞台上で活躍する弁護士さん。イメージが何となく暗いのです。だから一般の人がああいう映像をたくさん見ていると、やっぱり気分がバーッと高揚しない。

そこへさっきの女優さんなんか持ってきて、自分の持っているイメージと女優さんの明るさとの間にもものすごい乖離があるのです。ですから、小泉進次郎じゃないですけども、若手をもっと活用させるべき。若手を前に押し出す。格好のいいのがいっぱいおるでしょう。イケメンもいるし、そういう人たちがバッジをつけた人を、前に押し出してやった方がいいと思います。

(村木委員)

憧れを抱かないとだめですよ。

(中川委員)

それからもう1つ、パンフレット「弁護士はこんな活動もしています～法の支配を社会の隅々に～」は、僕、非常にいいと思います。一般市民の弁護士活動に対する知識というのは、すごく偏在していますよ。そうじゃなくて、社会全体の法律問題には必ず関与しているし、またできるのだと。それはどういう問題なのかということを含括的、総括的に常に伝えていくことが大事かと思うのです。このパンフレットは非常に良くできていますよね。そういう意味では、こういうものをつまみ食いさせて、いつでも、弁護士の全体活動というものがよくわかるように、それにアクセスするにはどうしたらいいかということを組み合わせて発信していくということが、大事なんじゃないかという感想を持ちました。これは大変良いと思いました。これはどこへ、どういう形で配られるのですか。

(五十嵐事務次長)

これも新入の会員と

(中川委員)

そうじゃない。

新人はいいですよ。内輪の話じゃなくて、外に対してこういうものをどんどんネットの上でもこれを上げていくという、そういうことが大切だと思います。

(河野委員)

御報告ありがとうございました。いろいろ持っていらっしゃるコンテンツを見せていただいたのですが、吉柳先生のように専門家ではない私のような素人、一般市民が見ても、目的がみんなバラバラなのかなという風に思いました。広報というのはやはり目的をしっかりと、まず何に対して知らせたいのかということのを置かないとだめで、いただいたパンフレットは、業務用の活用ツール、つまり知ってもらいたいのか、それとも弁護士さんになってもらいたいための職業選択のツールなのかわかりにくいと感じました。それぞれがよく目的を整理されなくて、混在しているかなという風に思いました。

まず、目的をしっかりと押さえることと、それから2つ目は、コンテンツの品質は、先ほど中川先生も褒めてらっしゃいましたが、私も、このパンフレット「社会を支える」というのは、弁護士さんって、こういう風に包括的な活動をされているんだなど。活動されている方の顔も見えるような形で、良くわかるなと思ったのですが、やはり次に気になったのは、これをいつ、どこで、どういう方法で活用するのか、そこまでやっぱり計算して作っていないと、ツールが生きないのかなと思いました。

手段は、すごく重要で、目的に合う手段を考えて、使っていくということと、それからもう1つのパンフレットの中身はとってもいいです。これも中身はとても共感できるし、取材も丁寧にされているしいいと思ったのですが、若手の弁護士さんにこれを提供することが、広報と言えるのかどうか疑問です。この点について専門家の先生に聞きたいなと思いました。

(吉柳委員)

もったいない。

(河野委員)

これはやはり内部の研修ですとか、そういった部分であって、本来的に広報の範疇には入らないのではないかなと思います。ですから、こういうものもやはり社会に向けて、こんなに弁護士さんという職業をされている方が頑張っていますという風に、どこかうまい場所をとらえて、外に出していくという、そういう風な形で活用されるのがいいと思いました。

それからもう一点は、私のような一般市民から見ますと、例えばこちらの「法の支配を社会の隅々に」という、この言葉はこのとおりだと思います。ただ、法の支配と言われたときに、ちょっと重たいといいませんか、ずしんとくる言葉なのですね。皆様にとって、普通の言葉遣いであっても、一般市民にとってみると、非常に距離感のある言葉が実は結構たくさんあるのです。そこを噛み砕く、そんなに違うものに言い換える必要はないのですけれども、やはり私たちにとってみると、それはどういうことなのかというちょっとした言い換えですとか、丁寧な説明ですとかをしていただくと、もう少し距離が縮まるのかという風に思いました。

あと2つあって、ジャフバは今回初めて知りました。一度もお目にかかったことがなかったので、ジャフバもくまモンみたいに市民権を得られるように活躍してくれればいいかなと思ったのと、それから、NICHIBENRENTV とさっき御紹介していただいた件で、2月28日付けの法律相談ムービーですが、「がまんしないで」というのと、「消えた年金」という、2つの新しいムービーがアップされていました。ホームページにアクセスしてみたのですが、「消えた年金」の方は、アクセス数が1週間で1,500ぐらいだったのですが、もう片方の、多分これははじめの相談だと思いますが、「がまんしないで」の方は2万5,000に近いアクセス数がありました。やはり今社会でこれは問題だねというような課題に対しては、YouTubeを通じてアクセスがすごく伸びているなという感じです。短い内容なのですが、見た人にとってみると、弁護士さんに相談してみると、救われるかもしれないと思えるような中身でした。そういうところはぜひ頑張っていただければと。これぞ、今の時流にあった広報かなと思いました。

(北川議長)

足してください。今の発言に。

(吉柳委員)

おっしゃるとおりで、ターゲットをどこにしたい、どう進めたいかをちゃんと決めないと、結構いろんな方向に発信されているということと、ただ、作っていらっしゃるものが非常にいいストーリーのものがあるので、置き先というのをすごくオープンにしていけば、この資産活用できるなど感じました。最後におっしゃったテーマがまさしく、私がさっき言った、社会的な課題を解決しているテーマにフォーカスして弁護士さん活躍しているというところに行くと、よりそれが私たちの業界で言うと、バイラルしていくというか、自動的にみんなが伝えたい、困っている人に伝えたい

と思うので、そのテーマをいろいろ今の旬なものとか、本当に皆さん困っていらっしゃるものに絞っていく、結構網羅されていると思うので、そういうプライオリティをつけていくと、弁護士さんにスポットライトが当たっていくのかなと思いました。

(中本会長)

実はこれを作った理由は、法曹を目指す若者が激減しているので、我々が法学部や大学に行って弁護士になろうというキャンペーンをしまして、そのときこういう資料を作って皆さんに配布して、私ももう既に2回ほど大学に行って講演をしているのですが、こういう資料使っているのですよ。だから、これは法曹を目指してくれというために作った資料なのです。

それから、司法修習生に新しい給付制度が実現しましたけれど、そのときに、弁護士って何をしているのかと。裁判官や検事はよくわかるのだけれど、何で国はお金を出してまで弁護士を養成する必要があるのかと。思っている国会議員がたくさんいらしゃったので、弁護士はこんな公益活動をしていますよということを理解していただくために、これを作っています。国会議員の先生方や省庁など、いろいろな方に知ってもらいたいと思っているのですが、振り返ってみたら、会員がよく知らないのです。会員にも知ってもらって、若い会員もこんな弁護士がやってきたということを知ってもらって、継続してやってもらいたいという意味で、これを役立つものになっているので、目的は一応ははっきりしているのです。

(北川議長)

各委員が聞いているのは、一般の国民から見てわかりやすい広報をして欲しいと。話が食い違っているのですね。これも、ターゲット絞ってというのが、どっちなのですか、次長。だから、法曹志願者が少ないというのは、我々から見ると、国民に浸透していないから少ないのであって、だからそっちのほうにウエイトを置いたものか。あるいは特定の修習生やいろんなそういう人に対してやるのかというのは、ちょっとすっきりしなかった。

(五十嵐事務次長)

この2つに関しては、内部が主で、外向けにも少し使えるのではないかという発想です。

(北川議長)

吉柳委員さん、ちょっと言ってあげて。

(吉柳委員)

内部向けだったら何の意見もないですね。

(北川議長)

ということかなと。ちょっとそういう感じでこっちは受け止めていると思う。

(吉柳委員)

このパンフレット「弁護士のシゴト」を学生さんに、弁護士に、修習生になって欲しいと思ってもらいたいのであれば、これは教科書的なアプローチだと思うので、今の学生さん、見ないと思います。取扱説明書みたいなものを。繰り返しになりますけれども、スマホの中で、彼らの生活の中

で受動的にタイムライン出てくるようなストーリーだったり、動画だったりを作らないと無視されると思うので、この印刷費自体もったいないと思うぐらいですね。AB、ハウツーで説明するのではなくて、世の中に何か役に立ちたい、モチベーションが学生に湧いたときに、どんな職業の選択があるかという彼らの目線の人生のストーリーみたいところを作るかとか、彼らの目線で作らないと、振り向いてもらえないと思うのですね。

(北川議長)

これは池田副会長さんの御説明は、一般の範囲かというのは。

(池田副会長)

一般です。

(北川議長)

一般ですよ。

(吉柳委員)

だからいろんなものを作るに当たって、これはこの人、これはこの人とか、もうちょっと選別するとか、これが全然無駄だとは思わなくて、これが使うターゲットもあると思うので、そこがちょっと混乱しているのかなという感じがします。

(佐内室長)

広報室長です。こちらの「弁護士のシゴト」というのは、小中学生の社会科見学で説明をする際に使用しています。できるだけわかりやすく、そういう内容で作っています。

(吉柳委員)

じゃあ全然良いのではないかなと思います。

(北川議長)

清原さん。

(清原委員)

関連して、平成29年度に内閣府が青少年のインターネット利用の実態調査をしましたところ、高校生の8割以上がスマートフォン、中学生でも、記憶で申し上げているので不正確ですけど、6割とか、小学生でも利用されています。さらに、乳幼児にも対象を広げて調査したら、今吉柳さんがおっしゃたように、まさにこれを課題と認識すれば、実態として保護者がスマホ世代ですので、接触する最初に利用するメディアが0歳児でもスマートフォンになっているのが現状ではないかと思います。インターネットの端末もタブレット端末が一般的になっているという現状で、高校生などは、動画を見ていることが増えています。テレビ視聴でなくても、YouTube等をはじめとした動画を見ているということがわかりました。

そういう実態から考えていくと、高校生の段階で職業選択の中にしっかりと弁護士という職業をイメージしていただくに当たっては、やはりスマートフォンから受信できる情報の発信というのは、やはりおっしゃるとおり有効ではないかなと私も感じます。

それで、ホームページについても、いろいろ改善をされていると思うのですが、社会的発信を中心として、日弁連さんの会長の談話とか、あるいは会長の意見とか、日弁連さんの決議だとか、そういうところをどうしても中核的なものとして作られてきた経過がある中、池田先生はじめ皆様が、2013年からの流れの中で、少しでも一般化しよう、あるいは「パブリック・リレーションズ（PR）」ということでお考えになっている御努力は、すごくわかるのです。けれども、やっぱりできる限り、ターゲットに適合的なものをコンテンツにされることは、私も必要かなと思っています。自治体の広報も、今は、本当にホームページの内容がきちんとしていないと、皆さんが不信感をもってしまうような時代です。

三鷹市は市民向けの広報紙をお出ししています。全戸配布もしています。けれど、必ず言われるのが、「市長、情報が届いていない」と。ですから、皆さんと同じ気持ちで御意見を聞いていたわけですが、「発信しているつもり」だけではだめなのですね。本当に「伝える広報」から「伝わる広報」へ、「発信しているつもの広報」から、「受信していただける広報」にしなければいけないということを、共感を持って何うとともに、御一緒に努力していきたいという思いです。ターゲットに適合的なものへの改善をこの間に進めていらして、漫画まで作られてしまいました。このマルチメディア戦略をさらに効果的なものにしていただければと願います。よい素材がありますから、この素材をどうデジタル化していくかということではないかと感じもします。

（中川委員）

私はとにかくこのパンフレットを発展させて、練って、そして定番にしていきたいと思います。日弁連の要するに定番。どこでもこれが見られる。弁護士とはどういう仕事をしていますかと、これを見てくださいますと、それで済むような定番をきちんと作っていただきたいというのが希望です。

（北川議長）

あとどうぞ。

（村木委員）

このパンフレット「弁護士はこんな活動もしています～法の支配を社会の隅々に～」は本当にすごく興味深く拝見をしました。弁護士の仕事の全体像がわかるものが今まで意外になかったなと思って見たのでおもしろかったのですけれど、私が広報と言われたときに最初にイメージしたのは、法律的な支援を受けたい人が、こういうことは弁護士さんに相談できるとか、ここは頼れるのだということをどう伝える広報かなと、まず今日の議題のイメージをそういう風に思っていました。リクルート向けの資料はすごくたくさんあるというのはよくわかって、これも大事だと思いますけれど、我々が、こんなことも弁護士さんに相談できるのだという、一般的にやるとかじゃなくて、自分が困ったことの情報を探したときに弁護士さんの支援にたどり着けるような、そのルートをもうちょっと作っていただければ。それは私も行政でやっていて、例えば自殺する人に、どうやったら自殺を援助する人、悪い人じゃなくて、自殺を止める良い人にたどりつけるかということですから

苦勞してはいたのですが、やっぱりネットしかなくて。そういう方向の広報というのも、また1つの大きな道筋として考えていただけるとすごくありがたいなと思います。よろしくお願いします。

(北川議長)

では、湯浅委員。

(湯浅委員)

皆さんもおっしゃったので、一言だけですけれど、この「弁護士はこんな活動もしています～法の支配を社会の隅々に～」が評判良いので、これについて、それぞれ助かった当事者の方がおられるわけですね。高齢者障害者支援、弁護士さんのサポートを受けて、自分がこうなったという、そういう人のコメントが、何かQRコードでも貼ってあって飛ぶと、1分でもいいから流れるという風になると、役に立っている感が実感できる。

(吉柳委員)

身近な。生活者の自分事になりますよね。

(湯浅委員)

そういう方向がいいかなと思いました。

(北川議長)

あとはよろしいですか。ぜひ御検討いただくようお願いしたいと思います。

それではこの議題はこれで終了させていただいてよろしいですね。どうもありがとうございました。

議題③ 議長・副議長の選任の件について

(北川議長)

次に、議長、副議長の選任の件でございますが、市民会議規則5条では、議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出するというようになっており、任期は1年で再任を妨げないという規定でございます。ここで来年度の4月1日から、1年間の議長を選任したいと思います。自薦・他薦はございますか。

(湯浅委員)

引き続き北川議長と井田副議長にやっていただければということで、他薦で恐縮ですが。

(北川議長)

それでよろしいですか。それではそのようにさせていただいて、井田さんもよろしく願いをいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

第58回市民会議日程について

(北川議長)

次に、次回第58回の市民会議の日程を議題として取り上げます。次回日程ですが、既に内定の

通知をさせていただいていますとおり、平成30年6月26日の火曜日、現段階で委員8名の方が参加可能なので、この日に行いたいと思います。時間は午後3時30分から午後5時30分に開催させていただきたいと思いますので、御予定をいただきますように、お願いいたします。

(五十嵐事務次長)

途中ですみません。次年度の事務総長が来ておりますので、挨拶の機会をお願いいたします。

(菰田次期副会長)

菰田優です。第一東京弁護士会所属で39期です。弁護士をして31年ぐらいになりますが、日弁連では、10年ぐらい前に事務次長をやっておりました。事務総長は大役ですので、荷が重いのですが、しっかり務めて事務方として支えていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

5 閉会

(北川議長)

よろしくをお願いいたします。それでは、菊地新会長、よろしいですか。ではよろしくをお願いいたします。事務局の方からはよろしゅうございますか。

それでは本日の第57回日弁連市民会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。(了)